

「書く」ことが禁じられるということ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院教養デザイン研究科 公開日: 2014-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山泉, 進 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16654

「書く」ことが禁じられるということ

山泉 進

1

フィリップ・カウフマン監督の映画『クイルズ』（二〇〇〇年）は、マルキ・ド・サドのシャラントン精神病院での「書く」こと、あるいは「話す」ことへのあくなき欲望を、そして同時に、「書く」こと、あるいは「話す」ことを徹底的に禁止することがどういうことかを、人間という存在に迫って描いたという点において、本特集の話題として相応しい。「クイル (Guile)」は羽ペンのことであるが、ジェフリー・ラッシュが演じるサドは、ペンとインクを取り上げられると鳥の骨と赤ブドウ酒でもってシートに書き、それが禁じられると自分の血で自

分の衣服に書き、さらには一切を取上げられて全裸にされると排泄物で壁に書き、書くことが禁じられれば語り、あげくの果てには舌を切り取られる。ある種の人間にとつて、文字を「書く」こと、あるいは言葉で「話す」ことは、生存そのものであることを描いている。

マルキ・ド・サドとの関連でいえば、一九五九（昭和三四）年、洪澤龍彦が現代思潮社から翻訳刊行した『悪徳の栄え（続）』が刑法違反に問われた事件があった。刑法第一七五条は、「わいせつな文書、図画、その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者」、あるいは「販売の目的でこれらの物を所持した者」を処罰の対象としている条文で、サドの訳書が「わいせつ」であるとして、

「書く」ことが禁じられるということ

出版社が販売目的と所持の違反に問われたのである。この裁判については、裁判記録集も刊行されているので紹介する必要はないが、一九六九(昭和四四)年に最高裁の判決において被告人側の敗訴に終わった。こうして、『悪徳の栄え(統)』は、発売と頒布を禁じられる「発禁本」とされることになった。「発禁本」とされたならば、それが市中に出回ることはないと考えると間違いないであろう。発行と禁止処分との間にタイム・ラグがあれば、一部はすでに書店で売られていることになる。不特定の人によって買われた「発禁本」を回収することは不可能なことであり、稀観本としてマニアが求めることになる。

と、書いてきたが、そもそも「発禁本」という言葉自体が、現代では死語にちかいかいものになっている。一般的に言えば「発禁本」とは、国家、この場合は行政府、ないしは裁判所により発売や頒布が禁止された書物のことである。第二次大戦後は、日本国憲法の第二一条第一項で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と明文化され、言論・出版の自由は、基本的人権である「表現の自由」の一つとして保障されている。しかも、第二項において「検閲」が明確に禁止された。戦前は、後にもるように「書く」ことを規

制する法律が存在していて、その法律を有効に働かせるために「検閲」制度が設けられていたので、その反省のうえにたった措置であった。したがって、戦前には内務省が掌握する「検閲」を通して直接的に発禁処分が行われることによって、後には警察からの告発をうけて裁判所を通して、「発禁本」がつくられていったのである。

「発禁本」のことでいえば、昨年の六月から七月にかけて、明治大学中央図書館一階ギャラリーで「城市郎展——出版検閲と発禁本」が開催されたことを知る人は多いと思う。新聞等でも取り上げられたし、私自身も「視点・論点」というNHKテレビ番組で、「発禁本と言論の自由」というようなタイトルで話した。城市郎氏は、九十歳を過ぎて現在も健在で、しかも「発禁本」を収集して七十年、そのコレクションは本好きな人なら知らない人はいないであろう。これも明治大学とはゆかりのある故米沢嘉博氏が構成した別冊太陽の『発禁本』(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)によってコレクションの一部が紹介され、そのことによって城市郎の名前は更に広く知られるようになった。おそらく二千点をこえるそのコレクションが明治大学に寄贈されるにあたっては、米沢氏という介在があったのであろうが、このコレクションを引き受ける度量

は、「権利自由」を建学の理念とする明治大学の他にはないように、私には思われる。

2

「話す」こと、「書く」こと、いわゆる「言論」の自由とその裏側にある「言論」の統制ということについて、少し歴史的な考察をしておきたい。いうまでもなく「言論」という言葉は、「言う」ことと「論じる」ことである。「論じる」ことは、現代では〈言葉〉で論じるというニュアンスが少し強くなっているかもしれないが、何々「論」という使われかたをするように近代の日本では新聞や雑誌などの活字メディアをとおして、〈文字〉で「書く」ことに力点が置かれていた。したがって、「舌」と「筆」による運動というような言い方がされてきた。「舌」はもちろん「話す」こと、「筆」は「書く」ことを意味する。「舌」の自由については、明治初期に福沢諭吉らにより「スピーチ」の翻訳語として「演説」が用いられ、演説が文明化の象徴として奨励されてきた。慶応大学の三田キャンパスには演説館がそのシンボルとして残されている。自由民権運動の時代には、各地で盛んに演説会が開かれたのは知られているとおりである。政府

は、弁論や集会を規制するために、一八七五（明治八）年に「讒謗律」を公布する。そして、それ以後も、一八八七（明治二〇）年には保安条例、一九〇〇（明治三三）年には治安警察法を定めて、政治結社や集会を取り締まっていく。

他方の「筆」の自由に対しても、早くは一九六九（明治二二）年に、「新聞紙印行条例」と「出版条例」を公布して、新聞や雑誌、単行本を取り締まりの対象とした。その後の書籍出版についての規制を紹介すると、一八八七（明治二〇）年には勅令によって「出版条例」が制定され、帝国議会の開設後の一八九三（明治二六）年には、新たに法律として全三十五条の「出版法」が制定、公布される。もちろん、「書く」ことと、出版することの間には大きな隔りがある。出版法の第一条には、出版とは「凡ソ機械舎密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス、文書図画ヲ印刷シテ之ヲ発売シ又ハ頒布スル」ことと規定され、「印刷」が介在し、「発売」「頒布」することが要件となっている。したがって、この規定では私的な日記や書簡は処罰の対象にはならないことになる。ただ、「印刷」されることもなく、「発売」「あるいは」「頒布」をも目的としない、つまりは他者によって読まれる機会

「書く」ことが禁じられるということ

のない「書く」という行為は、コミュニケーションが否定されている特殊な状況を前提としなければ成立しない。その意味では、「書く」行為は多くの部分で出版と重なっていることになるが、厳密に言えば、イコールの関係ではない。

この「出版法」が、敗戦まで書籍の出版を規制することになるので、少し詳しく内容をみておくと、第一条で「出版」とは、先ほどみたように、方法を問わず文書・図画を印刷して発売、頒布すること定義される。それから罰則規定との関係で重要であるが、「著作者」「発行者」「印刷人」を選定し、公表することが義務づけられている。ここでは、その文書を著述、編纂する者または図画を作為する者を「著作者」、発売頒布を担当する者を「発行者」、印刷を担当する者を「印刷人」と規定する。そして、発行日の三日前に製本二部を内務省に提出すること、出版にあたっては著作者・発行者、兩名の印鑑を押し、「出版届」を提出すること、また書物の末尾には、「発行人」と「印刷人」の氏名・住所・発行年月日を記載することが求められる。それから、「発禁本」に関係する直接的な条項としては、第十九条で「安寧秩序ヲ妨害し、又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版

シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ、其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」と定められた。罰則としては、「安寧秩序」を妨げるものについては、第二十六条で、「著作者」・「発行者」・「印刷人」に対して二月以上二年以下の禁錮刑、さらには二十円以上二百円以下の罰金が科せられた。また「風俗」を乱すものについては、こちらは少し罰則が軽く、第二十七条で「著作者」と「発行者」に対して十一日以上六月以下の禁錮刑、または十円以上百円以下の罰金が科された。このような法律のもとで、出版された書物が、「安寧秩序ノ妨害」、あるいは「風俗ノ壊乱」にあたるかどうか、がチェックされた。これを先ほど触れたように「検閲」という。この業務は内務省警保局の図書課でおこなわれた。ここで「発売頒布」を禁止された書物が「発禁本」とよばれるわけである。したがって、「発禁本」には、政治体制や社会秩序にとって危険とされる書物であるか、あるいは家族制度や性道徳を壊すおそれのある書物か、二つの種類があったことになる。

3

このように、戦前は「話す」ことに対しては、「書く」

ことに対して、徹底的な「監視」のシステムが働いていた。そして、「監視」によって最高に護られなければならぬ存在は「天皇」であり、「天皇」を中心にすなわち道徳規範と国家制度とされた。帝国憲法と教育勅語によって明文化されたこの体制は、「国体」という言葉により神祕化と絶対化とが図られた。もちろん、大日本帝国憲法は、第一章に「天皇」を置いた。それによれば、「天皇」は大日本帝国という国家の「元首」として「統治権ヲ総攬」し、すなわち立法・行政・司法の最高責任者であり、また陸海軍の統帥者でもあった。こうして、「元首」としての「天皇」は、帝国憲法と従属する法体系のもので、一方では近代国家の枠組みへと組み入れられたのであるが、他方では、「万世一系」というアルカイックな起源をもった、「神聖ニシテ侵スヘカラ」ざる存在であることも憲法に書き入れることになった。つまり、本来は神祕的で超法規的存在である「天皇」を、世俗的な国家の最高機関とせざるをえなかったところに近代天皇制のジレンマがあったが、帝国憲法はそれを正直に反映させた。そして、このジレンマを克服するものとして、「忠孝」道徳と「国体」論とが、学校や警察、軍隊において強権的にたたき込まれた。もちろん、世俗的

「書く」ことが禁じられるということ

な法規において地位が確定された以上、「天皇」の地位を脅かす者も世俗的な法規によって処罰されることになった。たとえば、一九〇七(明治四〇)年公布の刑法は、第二編「罪」の第一章に「皇室ニ対スル罪」を規定し、第七三条に大逆罪、第七四条に不敬罪を置いた。それ以前、「新律綱領」の編纂の折には、「謀反」や「大逆」を議論することが不敬であるとの議論があったくらいであるから、へあつてはならない「大逆罪」や「不敬罪」を実定法のなかに規定すること自体が、一つのパラドックスであった。「大逆罪」は「天皇」を中心にして、祖母(太皇太后)・母(皇太后)・妻(皇后)・息子(皇太子)・孫(皇太孫)の六名を対象として「危害ヲ加ヘントシタル者」の既遂はもちろんのこと、「危害ヲ加ヘントシタル者」までをも一律に死刑とするという規定で、後者には未遂、予備、陰謀までもが含まれるとされた。「不敬罪」は、上記六名に対し「不敬ノ行為」があった者に対して三ヶ月以上、五年以下の懲役を科した。「不敬ノ行為」の範囲がどこまで及ぶのか。もちろん、新聞や雑誌において印刷して出版した行為がこれに該当することは間違いないが、「大逆事件」の捜査のなかでは、「不敬」なことが書かれている秘密出版の冊子を他人に渡した者、あ

るいは早稲田大学予科生であった橋浦時雄のケースのように、自分の日記に天皇の顔を「竜顔」に擬えて書いたことが有罪とされ、以後、日記や書簡のような私的な記述までもが処罰の対象にされていくことになる。つまり、出版法が対象としない、私的な「書く」領域へと「不敬罪」は忍び込んでいったのであるが、後には治安維持法がこの役割を果たすことになる。

ところで、「大逆罪」にしろ、「不敬罪」にしろ、本来はへあつてはならないものであり、適応されること自体が「天皇」の神聖性を傷つけることになる。そこで、行為にいたる前の思想を取り締まる方法が創り出されていく。つまり、昭和の時代に入ると、思想(話したり書いたりする以前の考え)が治安維持法によって刑罰の対象とされるようになった。もちろん、学問や学説に対する統制としては、明治期には久米邦武「神道は祭天の古俗」事件があり、大正期には森戸辰夫「クロボトキンの社会思想の研究」事件などがあつた。前者においては、久米が帝国大学教授の地位を追われるという行政処分が行われ、後者の場合には東京帝国大学経済学部の機関誌『経済学研究』掲載の森戸論文が、新聞紙法第四二条の「朝憲紊乱」の罪にあたるとして有罪の判決を受けた。

もちろん、森戸も大学を追放された。

治安維持法は、一九二五(大正一五)年一月のソヴィエト連邦との国交樹立(日ソ基本条約)とその影響による共産主義運動の予想される激化を取り締りを目的として、普通選挙法との抱き合わせで制定された。一九二五年四月に公布された条文では、「国体ノ変革」あるいは「私有財産制度ヲ否認」することを目的として結社を組織すること、あるいは事情を知つて加入した者を処罰の対象とした。当初は、団体と運動とを取り締まりの対象とした法案は、一九三〇年代前半における共産主義運動の壊滅後は、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」へと拡大され、政府にとって都合の悪い言動は、共産主義運動にいたる予備行為として罰せられることになる。美濃部達吉の天皇機関説や矢内原忠雄のようなリベラリストたちの研究、あるいは津田左右吉の記紀研究までもが弾圧の対象とされた。

4

戦後、大逆罪や不敬罪は刑法から削除され、また新聞紙法や出版法というような新聞雑誌、単行本などを直接的に取り締まる法律は廃止された。ところが、治安維持

法は、敗戦後も生きて「共産革命」への防波堤として運用が継続されていた。一九四五(昭和二〇)年一〇月、GHQは「政治的、公民的及び宗教的自由に対する除去に関する司令部覚書」を発表、東久邇宮内閣はこれを拒否して総辞職し、後継の幣原喜重郎内閣により、一〇月一五日「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ基ク治安維持法廃止等」(勅令第五七五号)により廃止された。

新憲法のもとでは「表現の自由」、「学問の自由」が保障され、一見「書く」ことの自由が守られているかのようにみえる。もちろん、プライバシー権や著作権というような制限はある、あるいは刑法上の「わいせつ」に関する問題もある。しかし、学問や研究をタテマエとすれば、それで大学を首になったり、刑罰を受けることはまずない。たしかに、一九六一(昭和三六)年には嶋中事件(風流夢譚事件)が起きて、言論の自由は意外にも右翼テロに脆いことが明らかになった。残念ながら、その余波は現在まで続いていることも確かではある。しかし、「書く」ことの安全性は、一定の枠のなかに収まっているかぎり問題にはならない。

ところで、嶋中事件から五十年以上が過ぎ、多様なメディアの発達のおかげで、言葉と文字の氾濫は、むしろ言

「書く」ことが禁じられるということ

説空間それ自体の意味を喪失させ、野放図に、ひたすら垂れ流し続けるだけの状況を生みだしている。「書く」ことに危険を感じなければならぬ時代よりも、「業績」や「商品」へと特化させて「書く」ことのできる時代のほうが幸福であることは間違いない。もちろん、私のような凡庸な研究者にとつてのことである。しかし、「書く」ことが社会との緊張感を失ったことを褒め称えることだけでよいのであろうか。いまや、「書く」行為は、キーボードにむかって「打つ」行為へと変わってしまった。そこにとどのような言語論的な転回があるのかは、私にはわからない。もちろん、ワープロで打ったものをプリントアウトして渡すとか、あるいは「データ」として送信するような場合には、現象としては「書く」行為の延長に「打つ」行為があるようにみえる。しかし、私には少なくとも、「打つ」という行為を「書く」という技術の進歩と捉えるよりは、「書く」行為の変質と考えておいたほうが本質を掴んでいるようにおもえる。つまり、「打つ」ことによって文章を書いているとは私にはおもえないのである。

おそらく、「書く」ことから「打つ」ことへの変質として第一番目にあげられることは、「書く」という行為

のなかにあった、象徴的にいえば「ペン」と「紙」との喪失である。つまり、原理的にいえば、「打つ」ことによつてスクリーンに映し出される文字配列は、「紙」を媒介されることなく、パソコンをとおして外部へと送信される。しかも、それは世界中へと配信される可能性をもっている。翻訳ソフトの改良は、遠くない時期にこのことを可能にするであろう。つまり、出版という過程を消去したのである。第二には、「書く」行為のなかに潜んでいた個性化の喪失である。「書く」行為が、「ペン」と「紙」という媒体を不可欠にしているということは、「ペン」と「紙」との多様性を保証していることである。筆で書くのか、万年筆か、鉛筆か、ボールペンか、さらにはどの製品の万年筆か、と問うていけば無数にある。「紙」またしかりである。そうしてみれば「ペン」と「紙」の組み合わせは、個人によつて特定化され、個性化される。「打つ」ことももちろん製品によつて様々であろうが、フォントや文字サイズを選ぶことはあつても、そこには個人の「打つ」ことへの個性化といわれるほどのものは、はたらいっていない。つまり、「打つ」とは文字の個性(書かれた字の特徴)を消去し、書き癖をなくしてしまう。もちろん、「打つ」ことは個性化を

喪失させるが、反面には匿名性によつて「書く」ことのなかにある障害を少なくするという利点をつくりだす。第三には、「打つ」行為によつてもたらされる時間の短縮と利便さである。おそらく、この技術の進歩が逆戻りするのではないであろう。これらについては、ワープロの初心者である私に語るほどのことはない。

5

もう随分と前のことになるが、詩人のI氏、もちろん法学部での同僚でもあつたのだが、「君のように幸徳秋水だの、大杉栄だのを研究している人の気がしれない。ボクなんかは怖くてそんな研究はできない」というようなことを言われたことがある。I氏のなかには、大逆事件のこと、大杉栄虐殺のこと、もちろん戦前の思想弾圧のこと、あるいはもっと身近な体験のようなものがあつたのであろう。彼が私に多少の敬意を示してくれたのか、馬鹿さ加減にあきれていたのか、そのところはわからない。私はどのように返事をしたのか、確かには覚えていないが、「ソリヤー、コワイですよ」というようなことを言ったのだと思う。高知県中村(現在の四万十市)の同郷であつた幸徳秋水を修士論文のテーマにしたの

は、大学生の時から、西欧の左翼思想に関心をもったこと
のなれの果ての姿であった。ドイツ語の文献を中心に
していわゆる左翼系の書物を読んでいたのであるが、や
はりマルクスやヘーゲル、あるいはフランクフルト学派
の思想は、どこかでへわからぬといふ思いがあった。
もともと研究者になるつもりで大学院へ入ったわけでは
ないし、何か確実なものを求めて勉強を続けたかったの
が入学の動機であったので、どこかで自分と地続きで捉
えることができるような思想（つまりは等身大で捉える
ことができる考えや生き方）、指先で摘み取れるような
思想、そのようなものを求めていたのである。たまた
ま、私の記憶のなかで出会ったのが同郷の幸徳秋水であ
った。といつても秋水の話の発端はほとんど父から聞い
たことなので、父親が亡くなってから三十年以上も経つ
が、田舎にあって不本意な人生であったかもしれない
が、少しは父に感謝したいような気持ちになる年齢にな
った。

幸徳秋水は、病弱と一家の不運で中学校を中退、中江
兆民に出会って新聞記者の道に進んだ。「書く」ことを
職業としたのである。『自由新聞』、『中央新聞』、『萬朝
報』等の記者を歴任し、一九〇一（明治三四）年には初

「書く」ことが禁じられるということ

めての著書『二十世紀之怪物 帝國主義』を刊行した。
一九〇三（明治三六）年一〇月、日露の開戦に反対して
朝報社を退社、堺利彦とともに平民社を結成し、週刊
『平民新聞』を創刊する。その週刊『平民新聞』（第二〇
号、一九〇四年三月二七日）に執筆した「嗚呼増税！」
が、新聞紙条例の「社会ノ秩序」の「擾乱」にあたると
して発売頒布の停止処分を受け、裁判所の判決により発
行兼編集人であった堺利彦が禁錮二ヶ月の実刑に処せら
れた。これを初めとして、秋水自身も、石川三四郎執筆
の「小学教師に告ぐ」（週刊『平民新聞』第五二号、同
年十一月六日）等が新聞紙条例第三二条の「朝憲紊乱」
罪に問われ、その「印刷人」として禁錮五ヶ月の判決を
受けて入獄した。そして、翌年には週刊『平民新聞』自
体も第六四号（一九〇五年一月二九日）をもって発行禁
止処分をうけた。以後、幸徳秋水の關係する社会主義新
聞はことごとく発売処分をうけるようになり、秋水が執
筆する文章も出版することを禁じられていく。つまり
は、「書く」ことを禁じられていくのである。政府の弾
圧の激化とともに秋水の思想は急進化していく。その行
き着いたところが、権威化し、体制化していく「社会主
義」にかわる、クロポトキンの「無政府共產主義」であ

った。秋水は、あらゆる権力と権威のない理想社会を描いた。それが、「天皇」を最高の権力とし、倫理的権威とする大日本帝国という国家体制と衝突していくことは必然であった。「大逆事件」は、その秋水の思想を「大逆罪」へとあてはめた。「危害ヲ加ヘントシタル者」という構成要件にあてはめるために、秋水を首謀者とする「陰謀」計画がねつ造されたのである。そして、大逆事件の捜査中に、『帝國主義』をはじめとして、『兆民先生』、『社会主義神髓』などの著作が、ことごとく「発禁本」とされていった。

6

宮武外骨が和紙和綴本の『筆禍史』(雅俗文庫発行)を刊行したのは、「大逆事件」で幸徳秋水ら十二名が絞首刑に処せられて後、四ヶ月ほど後の一九一一年(明治四四年)五月であった。外骨は、その編纂の動機を巻末に付した「自跋」(四月一五日付)のなかで次のように言っている。「さて予は三年前にフト古本を買ひ始めたのがモトで、現代の事に就て彼是と不平をいふのがイヤになつて、一昨年冬以来は雑誌編輯を止め、又今春は一切の關係をも断つて、専ら古い方面に全力を注ぐ事にし

たが、前記の通り古今無類の筆禍者を以て自任して居るので、昔の筆禍者を集めて見たい」と思ったことである。そして「一昨年春頃」から本格的に資料を収集し始めた、と述べている。文中の「古今無類の筆禍者」については、その前の部分で十八歳のときから執筆を始め、二十余年の間に、筆禍のため三度入獄し四年余の獄中生活を体験し、自分の文章を掲載したために「編輯人」や「発行人」が入獄したことが三回、罰金刑を受けたことが十五、六回、発売禁止・印本差押の処分を受けたことが二十回以上あったと記している。

宮武外骨らは、東京で日刊『平民新聞』が廃刊になった後を継いで、一九〇七(明治四〇)年に大阪で社会主義研究会を組織し、「穩健で実行の出来る社会主義」を主張する機関誌として『活殺』の発行を企画、後に「大逆事件」で刑死する森近運平を編集人として第一号を刊行した。ところが、同人中から過激すぎるとの異議がでて、発行の翌日に廃刊に決した。そこで、宮武は、森近運平が編集人兼発行人となつて創刊しようとする『大阪平民新聞』に資金援助し、発行を助けた。『大阪平民新聞』(創刊号、一九〇七年六月一日)に掲載されている森近の「発刊事情」によれば、宮武外骨の言として、

『自分は社会主義者と云ふ訳ではないが、極端なる社会主義は政府を恐喝するの用に適す』と云ふ訳で、僕を助けて本紙を発行せしむるに至つたのであります』といふことであつた。その後、宮武が大阪で発刊していた『大阪滑稽新聞』（第二八号、一九〇九年二月一日）において、現在の政府が言論を圧迫するのは、裏面においては社会主義者の決心を強固にしている、というような内容の記事を掲載、これが「編輯担当」ということで、新聞紙法による社会秩序の紊乱に問われ、禁錮二ヶ月の判決を受けて、一九一〇年四月二三日に大阪監獄に入監していた。つまり、「大逆事件」で幸徳秋水が逮捕された六月一日には入獄中であつた。そして、「大逆事件」に対する大審院での判決直前の一九一一（明治四四）年一月一二日に上京し、被告たちの救援にあたっていた堺利彦に面会している。

「自跋」にあつた「一昨年冬以来は雑誌編輯を止め」といふのは、一九〇九年十二月以降、この筆禍事件による裁判に従事していたことであり、「又今春は一切の關係をも断つて」といふのは一九一一年の「大逆事件」に対する判決と死刑執行以後といふことになるが、上京して堺利彦に会つてゐることからすれば、素直にはうけ取

「書く」ことが禁じられるといふこと

れない。まさしく『筆禍史』は、「大逆事件」に対する抗議の意をもつて刊行されたのである。その十五年後の一九二六（大正一五）年九月、成光館出版部から洋紙洋製本に改めて訂正増補版を発行する。「其後時勢は追々に進歩して階級本能の退化と共に、旧穢多連は水平運動を起すに至つたが、予は其水平運動でなく、いつまでも同じ反抗心の不平運動として政府攻撃の念が去らないのである」と書いている。文中に差別用語があることを承知であるが、宮武は自らを「穢多」であると名乗つたこともあつて歴史的用語として引用する。宮武の仕事は、昭和になると齋藤昌三らに引き継がれた。齋藤編『現代筆禍文献大年表』（粹古堂書店、一九三二年一月）は、その一つである。「自序」には、「明治期の資料に於いては帝大法学部明治文庫の外骨翁の好意に依る所多く」と記されているとおりである。この本に「序」を掲載している尾佐竹猛は、「社会主義といふ語が嚴禁せられて、動物社会といふ書まで、発禁になつたといふお伽話のやうな話」を紹介して、「大逆事件」直後の言論の取締りの異常さを指摘しているが、次のように書いて筆禍史研究の重要性を説いている。「その時代には、その弾圧を受くる側の思想と、官憲側の思想との両面は存在するも

のである。これ、筆禍の歴史は、その時代々々の最も端的に表はれたる思想史であり、筆禍史の文化史上に於て最も重要な地位を占むる所以である」と。これらの成果が、戦後において城市郎氏らと引き継がれたことについては言及する必要があるまい。

さて、宮武外骨は以後も、「大逆事件」関係の新聞記事を収集し続け、敗戦後、言論が許されるようになる、いち早く『幸徳一派大逆事件顛末』（龍吟社、一九四六年一月）を刊行して、「大逆事件」研究の先鞭をつけることになる。

7

「大逆事件」の公判廷は、一九一〇（明治四三）年一月二〇日から同月二九日まで、大審院での審理は公開されず、一人の証人も認められなかった。弁護人の一人、明治法律学校出身の平出修は、翌年一月一八日の二十四名に対する死刑判決直後に書かれた、「後に書す」と題された私的な文章において、「余は国家権力に服従せねばならぬ、法律秩序に強制されねばならぬ」ということを前提にしながらも、国家権力が認定した「事実」を否定し、この事件の「真実」が何であるかを「発見」

したと述べた。少し引用する、「訴訟は常に予審終結と共に終了すべきである。之に加ふるに公判を以つてし、審理と論議とを許す所以のもの、記録を一つの参考として尚其外の真実を発見するの必要があるからである。余は此訴訟法の認めた大趣旨に基いて、記録以外に真実を発見したのである。而して大審院判官諸公は遂に余の発見せし真実を明確に看取するを得なかつたのである。彼等は国家の権力行使の機関として判決を下し、事実を確定した、けれどもそれは彼等の認定した事実過ぎないのである」と。ここで少し切れば、平出は予審判事によって作成された「記録」（訴訟記録）は公判開始か否かを決定するためのものであり、実際の「公判」（裁判）においては、それを「一つの参考」とはするけれども、「審理と論議」により真実を発見すべきである。自分は、有罪にするために作成された「記録」（訴訟記録）に記されている事実、それを大審院判事たちも追認したのであるが、それとは違う「真実」を発見したのであると。続けていう、「之が為に絶対の真実は或は誤り伝へられて、世間に発表せられずにとしたとしても、其為に真実は決して存在を失ふものではないのである、余は此点に於て真実の発見者である」と。しかし、当時はこのことを

公表することはできなかった。「不敬罪」に問われる恐れすらあったのである。そこで、平出は次のように書いて文章を締め括っている、「余は今の処では之れ丈の事に満足して緘黙を守らねばならぬ」(『平出修集』春秋社、一九六五年六月)と。「緘黙」の意味するところは、「書く」ことを禁じられたということに等しいが、一四(大正三)年、平出修は若くして亡くなったために、この言葉だけが歴史の一瞬にピンに留められて、戦後に発見されることになった。

同じく「大逆事件」の弁護人の一人であった今村力三郎は、一九二五(大正一四)年に『芻言』(すうげん)著して、要路の関係者に配布した。今村は、摂政官を狙撃した難波大助の大逆事件の弁護をも担当し、この二つの大逆事件の弁護人として、「聊所思あり止み難き」思ひから執筆に至ったものであった。そのなかで、幸徳秋水らの「大逆事件」について言明し、幸徳秋水、菅野須賀子、宮下太吉、新村忠雄の四名については「事実上」大逆罪に該当するとしながらも、その他の被告については、大逆の犯意があったかどうかは疑問であり、大多数は不敬罪に相当するような事件であったとしている。加

「書く」ことが禁じられるということ

えて、「予は今日に至るも、該判決に心服するものにならず、殊に裁判所が審理を急ぐこと、奔馬の如く一の証人すら之を許さざりしは、予の最も遺憾としたる所なり」と記した。

戦後、母校、専修大学の総長に就任した今村力三郎は、『法廷五十年』(専修大学、一九四八年一二月)と題された著書を刊行し、そのなかに、『芻言』を収録した。その「自序」のなかで、再びこの事件を振り返って、「幸徳事件に於ては、多数の冤罪者が、極刑に処せられたと、今も、猶其遺憾に堪へないのである。我々弁護人は、唯裁判構成の必要上、法廷に並んだだけで、一人の証人さへも許されず、公開は禁止し、裁判所は、事前に予断を懐いて、形式的の審理を終り、全被告に、死刑を宣告したのであつて、弁護人としての任務を尽し得なかつたことは、今、尚、自ら顧みて、衷心忸怩たるを覚へるのである」と回顧している。その執念が門弟の鈴木義男弁護手に受け継がれ、「大逆事件」の再審請求にいたることについては、小松隆二「今村力三郎の名著『芻言』の成り立ち」(『初期社会主義研究』第二三三号、二〇一九年九月)に詳しい。

最近、今村力三郎の堺利彦宛の「大逆事件」に係る書簡が発見された。すでに『信濃毎日新聞』(二〇一二年一〇月三日号)において「法廷で握手裏付け資料」の見出しで報道されているが、全文が紹介されているわけではないので、改めて紹介しておきたい。なお、本書簡の所有者は、元実践女子大学教授の上沼八郎氏で、七、八年前、神田の古書展で買った一括資料のなかに、たまたま入っていたものだということであった。もちろん、紹介にあたっては、ご本人からの許可を得ている。解説は山泉である。

「今村力三郎の堺利彦宛書簡」(一九三二年九月二十七日付)

幸徳の手紙に握手の事かないから書て見た文章か拙たから充分訂正して下さい三申や君の文章は活動写真を観るやうに文中の人物の活躍か眼に映し来るか僕の文章は人物か死んで居るから駄目た

昭和六年十月十五日

枯川兄

寸言

徹堂生

〔同封の文章〕

幸徳の手紙に、二十八日の正午の休憩時間とあるから、明治四十三年十二月二十八日のことである。此日の朝、公判開廷の前に、堺君から幸徳の母が、昨日郷里で死んだと話されたので、僕と花井君と相談して、いっそ幸徳に告げた方が良からうと、午前の法廷が終ったとき、立会検事の板倉松太郎君の許を得て、幸徳と管野とに此凶事を告げることにした。他の被告も、判検事、書記も退廷し法廷に残ったのは、幸徳、管野及看守一人と花井君と僕だけであった。管野をさしまねき、一ツのベンチに幸徳と並んで腰を掛けさせた。連日同じ法廷に引出されてあても、二人は遠く離れて眼くばせ位より出来ないのが喰っついて掛けたのだから、一寸変わった感じが起ったであらう。大審院の広い法廷は、十二月の末で薄暗い。此陰気の法廷に、制服の看守が一人と、臆〔やが〕て死刑を覚悟した二人の囚人と、二人の弁護士と相對して、黙々たる時の何秒

かの後、漸く花井君が口を開いて誠にお氣の毒のお知らせですが、昨日郷里でお母さんが亡くなりましたと、極めて簡単に訃音を伝へた。幸徳も管野も、一語も発しない。眼が光って口を結んで、息詰るやうな悪夢に押へられて居るやうな苦しい感じに胸が一杯になった刹那、花井君が握手したまへ、握手したまへと、二口云ふと、幸徳管野が無言で右手を差し伸ばして堅く握手した。管野の永い牢獄生活で蒼白くなった両頬が、サツト紅を潮し、兩人の眼に涙が一杯になった將に溢れんとして僅に耐へてゐる光景が二十年余年後の今日でも、髣髴として僕の眼に映ずる。

幸徳の手紙に、此最後の握手のことがないから君にまで知らせて置く。文章は拙いから、十分訂正して何かの序に挿入して呉給へ。

今村力三郎

昭和六年九月二十七日

堺利彦 殿

9

少しだけ解説を付しておきたい。今村力三郎（一八六六―一九五四）は長野県下伊那郡飯田村出身、専修学校

（現在の専修大学）で学び弁護士となった。「花井君」は花井卓蔵（一九六八―一九三一）のことで広島県出身、英吉利法律学校（現在の中央大学）で学び、弁護士になった。いわゆる人権派弁護士として幸徳秋水ら社会主義者の事件の多くを担当した。当時は、公判開始が決定されて「大逆事件」においては一九一〇年二月九日、初めて弁護士がつき、外部との信書や接見が許された。

文中の「幸徳の手紙」というのは、一九一一（明治四四）年一月一日の幸徳秋水の堺利彦宛封緘ハガキ、もちろん検閲があり事件内容には触れることはできなかった。

「愈々四十四年の一月一日だ、鉄格子を見上げると青い空が見える、天気が好いので世間は賑々賑々だらう、火の氣のない監房は依然として陰気だ」で始まる。「母の死は僕に取っては寧ろ意外ではなかった、意外でないだけに猶ほ苦しい、去十一月末、君が伴ふて面会に来た時に、思ふ儘に泣きもし語りもしてくれたなら左程にも無つたらうが、一滴の涙も落さぬ迄に耐えて居た辛らさは、非常に骨身に徹えたに違ひない、イクラ氣丈でも帰国すれば屹度重病になるだらうと察して、日夜に案して居たのは先頃申上げた通りだ」と母の死にふれ、続いて、「二十八日の正午の休憩時間に法廷の片隅で花井君

「書く」ことが禁じられるということ

や今村君が気の毒さうな顔して、告げ知らせてくれた時は、扱こそと思つたきりで、ドンナ返事をしたか覚えぬ位だ、嘸ぞ見苦しかつたであらう、仮監へ降りて来て弁当箱を取上げると、急に胸が迫つて来て数滴の熱涙が粥の上に落ちた」と、その時の自分の姿を書き送っている。秋水の母、多治は、一月二六日に上京、翌日東京監獄の秋水に面会、ほぼ一ヶ月後の二月二八日死去、享年七十一歳であった。その死は電報で郷里より堺利彦に知らされ、堺は霞が関にある大審院に急行、公判廷にいた今村、花井の両弁護士に秋水に告げるべきかどうかを相談した。一月一〇日から始まった公判は終局に近づき、二五日には検事論告で全員死刑の求刑、二七日から弁護人の弁論が始まり、この日も続いていた。

堺利彦は、「大逆事件」の捜査中の一九一〇(明治四三)年九月に「赤旗事件」での入獄から放免され、被告たちの救援にあたっていた。一九三一(昭和六)年の一月号から『中央公論』に「日本社会主義運動史話」を四回に分けて連載、第四回目の「大逆事件と其前後」が七月号に掲載された。そのなかで、幸徳秋水のこの書簡を紹介した。それを読んで、今村が堺利彦に送ったのが、一九三一(昭和六)年九月二七日付の本書簡ということ

になる。今村は「大逆事件」においては、弁護人として十分な活動が出来なかつたという思いがあった。あるいは弁護人として唯一出来たことは、規則を犯してまでした、この法廷での幸徳秋水と菅野須賀子との握手のことであつた。何としても、自分たちの力で実現させた、この場面を書き残しておいてもらいたかつたのである。堺はこの年一二月に脳溢血が再発、一九三三(昭和八)年一月に死去する。残念ながら、堺にこの場面を書き残す機会を与えなかつた。

その後の場面をくわえれば、実は幸徳秋水の母の死と、法廷での秋水と須賀子との握手のことは、神崎清の『革命伝説』(第四巻、芳賀書店版、一九六九年一二月、新版・こどもの未来社、二〇一〇年一二月)のなかで、神崎が今村力三郎から直接聞いた話として紹介されている。この文章によって、戦前に堺利彦には出来なかつたことを、戦後の「書く」ことが許された時代に、神崎清が書き残すことになった。今村が生きていれば、きっと満足したであらうと思われるほどの文章の出来栄である。「このときである。花井が大きな声を出して、『握手をしたまえ。握手をしたまえ』と、二人によびかけた。連日の法廷で顔をあわせても、言葉をかわすことのでき

なかつた秋水と幽月は、花井の声につられて、思わず手をのばし、万感の思いをこめてかたいかたい握手をかわした。看守は、見て見ないふりをしていた。／＼この瞬間、ながい監獄生活と肺患のやつれで、蛾人形のようにつやのうせた青白い幽月の顔が、サット紅潮した」と。

「書く」ことが禁じられるところから